

令和4年10月31日（月）

対選挙部長

衆・倫理選挙特別委員会

いわたに りょうへい

岩谷 良平 君（維新）

問15 国民審査の対象となる裁判官の経歴や、どのような判決を行ったかなどの情報提供について、インターネットやSNSなども用いたわかりやすい発信も検討すべきではないか。（委員には、審査公報以上の裁判官情報の提供については総務省では対応しがたい旨説明済。審査公報のネット掲載などの取組、最高裁HPにおける情報提供などを総体的に答えてくれればよいとのこと。）

- 審査に付される裁判官の情報については、
- 国民審査法第53条等の規定に基づき発行される
審査公報のほか、最高裁判所のホームページにおいて、
- ・ 裁判官の経歴
 - ・ 最高裁において関与した主要な裁判
 - ・ 裁判官としての心構え
- などの情報が掲載されていると承知しています。
- 中央選挙管理会及び
各都道府県の選挙管理委員会においては、
国民審査の際、審査に付される裁判官の一覧などの
審査に関する情報や審査公報のデータを
ホームページに掲載しているところです。



（次ページあり）

- また、審査公報については、
よりわかりやすいものとなるように、これまでも、
- ・ 審査公報の掲載文の文字数の自由化
 - ・ 掲載文への裁判官の写真掲載
- など、その充実を図ってきました。

- 今後とも、関係機関と連携しつつ、裁判官の情報の
わかりやすい周知に努めてまいります。

【参考事項】 SNS 等を活用した総選挙における啓発の取組

- ・ 総務省公式 SNS (Twitter、Facebook) による特設サイトの周知
- ・ 若年層をターゲットとした動画広告 (YouTube 動画広告)、バナー広告 (Yahoo!、Google、Twitter) などのインターネット広告による投票参加の呼びかけ

【担当】 自治行政局選挙部選挙課
課長 笠置 隆範 連絡先 [REDACTED] (携帯)
企画官 藤井 延之 連絡先 [REDACTED] (携帯)
[REDACTED] (内線) 5253-5566 (直通)